

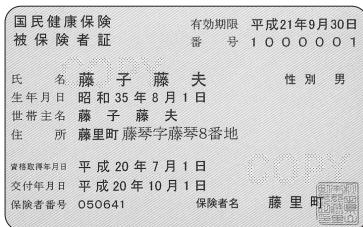
被保険者証の更新について

一国保の窓口からお願ひー

現在国保に加入されている皆さんの被保険者証が平成20年10月1日から新しい被保険者証に更新されます。

新しい被保険者証を10月1日までに郵送いたしますので、被保険者証が届き次第、古い被保険者証を役場窓口まで返してください。

(国保税滞納世帯につきましては郵送いたしませんので、町民生活課健康福祉係までお越しください。)



被保険者証は、皆さんのが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにしてください。

1 現在入院中あるいは通院中の方は、

平成20年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係

☎ (79) 2113 内線135

2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付していますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ提示してください。

3 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

4 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

◎資格異動の手続きのときは

社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場窓口へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を役場窓口へ持参してください。

- これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めていたいている方
- これから国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方

なお、年金からの特別徴収(天引き)から口座振替に変更した場合、年金からの特別徴収(天引き)を停止するまでに

国民健康保険税のお支払について

～平成20年10月から特別徴収(年金からの天引き)が始まります～

◎特別徴収の対象となるのは

世帯主の方を含めて、世帯内の国民健康保険被保険者の方全員が65歳から74歳の世帯主の方となります。

なお、年金額が年額18万円未満の場合、または介護保険料とあわせた保険税額が年金額の1/2を超える場合は、年金からの特別徴収の対象となりません。※年金から特別徴収(天引き)される方にはあらかじめ通知させていただいています。

◎特別徴収→口座振替への変更

国民健康保険税について、次の1及び2のいずれの要件も満たす方は、役場の窓口にて税務担当へお申し出いただくことにより、特別徴収(年金からの天引き)から口座振替による納付に変更することができます。

例 10月に口座振替への変更手続きをした場合

			納付方法	備考
2月	1月	12月	11月	
口座振替	口座振替	特別徴収と 口座振替	口座振替に変更	口座振替
年金天引きが停止		年金天引きが停止しない	年金天引きが停止しない	

3ヶ月ないし4ヶ月の時間を要します。そのため、申し出していただいた翌月または翌々月の年金から特別徴収(天引き)されてしまい、同月中に口座振替による引き落としと年金からの特別徴収(天引き)が同時に行われることになりますが、これは国民健康保険税を二重に徴収するものではなく、お支払いしていただく国民健康保険税額が増えることはありません。何卒ご理解していただくようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係

☎ (79) 2113 内線144

内線144